

○愛西市総合斎苑予約システム利用に関する取扱要綱

平成23年5月31日

訓令第17号

(趣旨)

第1条 この訓令は、愛西市総合斎苑の利用の予約を行うシステム（以下「斎苑予約システム」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 斎苑予約システムを利用することができる者は、愛西市職員並びに次条の規定により斎苑予約システム取扱業者として登録を受けた葬祭業者とする。

(利用者登録)

第3条 斎苑予約システムを利用しようとする葬祭業者は、愛西市総合斎苑予約システム取扱業者登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の内容を適当と認めたときは、斎苑予約システム取扱業者として登録し、愛西市総合斎苑予約システム取扱業者決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 登録の有効期間は、許可の日から起算して3年とする。

4 利用者は、届出の内容に変更及び不要となった場合には直ちに市に報告しなければならない。

5 斎苑予約システム取扱業者のうち、登録の有効期間の満了後引き続き登録を受けようとするものは、満了日の2箇月前までに登録の更新を受けるものとする。

(遵守事項)

第4条 斎苑予約システムの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 斎苑予約システムからの予約は、死亡の事実が発生してから行うものとし、1体につき1件とする。

(2) 予約を変更する必要があるときは、直ちに変更するものとする。

第5条 市長は、第3条第2項の規定による登録を受けた葬祭業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により登録を受けたとき。

(2) IDパスワードを他の者に遺漏したとき。

(3) 斎苑予約システムの利用に関し不正又は不誠実な行為を行ったとき。

(助言及び指導)

第6条 市長は、斎苑予約システムの利用について、必要な助言及び指導を行うことができる。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、斎苑予約システムの利用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年3月25日訓令第13号）

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に改正前の訓令の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

愛西市総合斎苑予約システム取扱業者登録申請書

年 月 日

(あて先)愛西市長

住所
申請者(会社代表者)氏名
電話

愛西市総合斎苑予約システム取扱要綱を遵守することを誓約の上、斎苑予約システムの取扱業者として登録を受けたいので、愛西市総合斎苑予約システム利用に関する取扱要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

会 社 名			略称	
代 表 者 名			使用責任者氏名	
会 社 所 在 地				
連 絡 先	(電話)		(FAX)	
使 用 者	職 氏 名			
	職 氏 名			
	職 氏 名			
備 考				

添付資料

- ・法人登記簿謄本、社員を証明する書類

様式第2号(第3条関係)

愛西市総合斎苑予約システム取扱業者決定通知書

第 号
年 月 日

住所
会社名
代表者氏名

愛西市長 印

年 月 日付けで申請のありました斎苑予約システム取扱業者の登録については、次のとおり決定しましたので、愛西市総合斎苑予約システム利用に関する取扱要綱第3条第2項の規定により通知します。

組 織 I D							
取 扱 責 任 者							
デ ー タ 送 信 F A X 番 号							
登 録 有 効 期 間	許可の日から 年 月 日まで						
使 用 者	I D		職 氏 名				
	I D		職 氏 名				
	I D		職 氏 名				
許 可 条 件							